

## 本巢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月27日

令和2年12月25日見直し

本巢市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

本市においては、北部の中山間地と南部の平地に大別されており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

中山間地では、狭小で一部には水利環境も整備されていない耕作地もあり、過疎化による農業従事者の減少による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。一方、平地では、特産品である柿を中心とした果樹栽培や土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本巢市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員（以下「委員」という。）の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、各年度の具体的活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け、27経営第2933号 農林水産省経営

局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりにする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	市内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,920 ha	13.9 ha	0.7 %
3年後の目標 (令和2年3月)	1,880 ha	12.8 ha	0.68 %
目 標 (令和5年3月)	1,850 ha	9.3 ha	0.5 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 委員は、地区担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け、21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、推進委員を中心として実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、委員により随時実施する。

(イ) 委員は、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 農業委員会事務局は、利用状況調査と利用意向調査の結果について「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映するよう努め、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、地権者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続を行う。

ウ 非農地判断について

農業委員は、利用意向調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって再生利用困難に区分された荒廃農地の「非農地判断」について評議し、守るべき農地の明確化を図る。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	市内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,920 ha	568 ha	29.6 %
3年後の目標 (令和2年3月)	1,880 ha	615 ha	32.7 %
目 標 (令和5年3月)	1,850 ha	735 ha	39.7 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

委員は、担当地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等との協議の場」を通じて、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、

- ① 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
- ② 高齢化等の理由により経営の廃止・縮小を希望する者の所有農地
- ③ 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員会は、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)	新規参入法人数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年3月)	14 人 ( 5.6 ha )	0 法人 ( 0 ha )
3年後の目標 (令和2年3月)	19 人 ( 11.1 ha )	1 法人 ( 0.8 ha )
目 標 (令和5年3月)	26 人 ( 15.6 ha )	2 法人 ( 1.5 ha )

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 関係機関との連携について

岐阜県・一般社団法人岐阜県農業会議、農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### イ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。